

資料 2

福祉環境委員会

(健康局)

令和 7 年 2 月 19 日

第 100 号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期目標の一部の変更の件

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期目標の一部を次のように変更する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期目標の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>第 5 [略]</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <p>本市と十分に連携を図りながら、 救急医療、感染症・災害医療の強化 や地域包括ケアシステムの推進など、 市街地西部の中核病院として担 うべき役割の実現に向け、<u>令和13年</u> <u>度夏頃</u>の開院をめざして西市民病院 の再整備に取り組むこと。</p> <p>とりわけ、3 次救急を補完し、よ</p>	<p>第 5 [略]</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <p>本市と十分に連携を図りながら、 救急医療、感染症・災害医療の強化 や地域包括ケアシステムの推進など、 市街地西部の中核病院として担 うべき役割の実現に向け、<u>令和10年</u> <u>度中</u>の開院をめざして西市民病院の 再整備に取り組むこと。</p> <p>とりわけ、3 次救急を補完し、よ</p>

り高度な急性期医療を提供するため
救急医療の充実を図るとともに、新
興感染症発生初期の患者受け入れな
ど、感染症対応を強化し、また大規
模災害時にも診療機能を維持できる
ような施設とすること。

り高度な急性期医療を提供するため
救急医療の充実を図るとともに、新
興感染症発生初期の患者受け入れな
ど、感染症対応を強化し、また大規
模災害時にも診療機能を維持できる
ような施設とすること。

附 則

変更後の地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標は、議決の日から
施行する。

理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、議
会の議決を経る必要があるため。

(参考)

地方独立行政法人法　ぬきがき

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

「地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期目標の一部の変更の件」の概要

1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人神戸市民病院機構の設立団体である市が定める、同機構が達成すべき業務運営に関する目標であり、議会の議決を経た後、設立団体の長（市長）が、同機構に指示する（地方独立行政法人法第25条）。

2 変更内容

西市民病院の再整備については、令和10年度中（令和11年3月頃）の新病院開院を目指して事業を進めてきたが、以下の理由により、令和13年度夏頃まで開院時期を延期するにあたり、中期目標についても同様に開院時期を変更する。

（1）応札事業者が見込めないこと

基本計画では、令和6年度中に工事入札の公告を行う予定であったことから、工事事業者に対して、工事入札の市況を確認することを目的として、本年7月に市場調査を実施した。その結果、7社から回答があり、令和6年度の公告では応札事業者が見込めないことが判明した。

そのため、複数応札が見込まれる令和8年度に、公告時期を延期する。

（2）強固な止水工事が必要であること

建設予定地の現地調査を進める中で、若松公園は地下水位が高いことが判明したため、強固な止水工事が必要となり、想定していた3年8か月（44か月）の工事期間を6か月程度延長する。

3 施行日

議決の日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和7年2月　　中期目標の変更にかかる議案提出・議決
3月　　中期計画の変更の認可にかかる議案提出・議決

※ 中期目標の目標期間（変更なし）

令和6年4月1日から5年間